

企画提案仕様書

1 委託業務名

アジア I T ビジネス活性化推進事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで。

※元号の改正後は、本募集要領中「平成 31 年」を「新元号元年」に、「平成 32 年」を「新元号 2 年」に読み替えるものとします。

3 委託業務の背景

沖縄県においては、沖縄 21 世紀ビジョンの実現に向けて、本県の情報通信産業が我が国とアジアを結ぶ、「アジア有数の国際情報通信ハブの形成」を目指し、平成 24 年～ 33 年度の基本方針を示す「おきなわ Smart Hub 構想」を策定した。

これに基づき、首都圏とアジアを結ぶ高速大容量通信回線の新設や、公設民営のクラウドデータセンターの建設、県内データセンター間を直接、接続する高速大容量のネットワーク基盤の 3 事業をパッケージとして実施しており、企業立地数の増加に繋がるとともに、日本有数の I T 産業集積地として沖縄県への注目度が高まっている。

今後、沖縄がアジアにおける国際情報通信ハブとして成長していくためには、国内外の情報通信関連企業や先進的な取り組みを展開している企業、人材が自発的に集積する誘因力を高める必要がある。

県では、情報通信関連企業の誘致、情報通信インフラの整備、先進的技術を活用したビジネス創出支援、アジア諸国との連携強化のためのネットワークの形成等に取り組んでいるところであるが、平成 27 年 9 月にアジア経済戦略構想を策定し、今後、情報通信産業の更なる高度化・多様化に向け、I T 人材の育成に加え、アジアビジネスを集積する中長期の I T 施策を推進していくこととしている。

4 委託業務の目的

県内情報通信関連企業のアジア地域をはじめとする海外展開や国内・アジア等の I T 企業との連携・協業による国内外双方向ビジネスの創出を目的としたソフトウェア等の開発に加え、県内の観光産業などの他産業と連携・協業するソフトウェア等の製品開発について、県から「沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業補助金」の交付決定を受けた者（以下「沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業支援対象事業者」という。）に対する助言、指導、事業の進捗管理等の支援を行う。

また、県内各産業が抱える課題やニーズ、トレンド等（以下「産業ニーズ」という。）を踏まえた I T 活用型のビジネスモデルの開発や実証活動に関して、県から「I T ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業補助金」の交付決定を受けた者（以下「I T ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者」という。）に対し、金

融機関や経営支援機関等を活用したモデルのブラッシュアップや、実証活動のためのテストベッド環境の構築等に係るフォローアップや進捗管理等の支援を行う。

5 委託業務の内容

(1) 沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業支援対象事業者に対する事業管理等

① 支援対象事業者の募集・発掘

ア 受託者は、事業目的、事業内容が明確に伝わるよう、沖縄県と協議の上、支援対象事業を募集するための企画提案応募要領及び仕様書を作成し、公募すること。

イ 受託者は、事業が広く活用されるよう、I o T ・ A I ・ビッグデータ等の先進的な技術を持つ県内の情報通信関連企業に加え、沖縄県内での事業展開について意欲のある県外、国外の情報通信関連企業等を対象に事業の告知、公募説明会、企業訪問等を行い、支援対象事業者の発掘に努めること。

ウ 受託者は、沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業の応募予定者に対し、事前相談等を実施し、事業計画のブラッシュアップについて支援を行うこと。

エ 申請事業者に、事業の内容、事業の実施方法、事業の実施行程、事業工程、事業の効果及び事業に要する経費等を記載した事業計画等を提出させること。

② 評価検討委員会の運営等

ア 受託者は、支援対象事業者の選定に当たって開催する、評価検討委員会の運営・書類作成に関する事務を実施すること。

イ 評価検討委員会の構成員について県と協議の上、選定すること。

ウ 評価検討委員会は、事業者からの応募状況に応じて臨機に開催できるよう情報産業振興課と連携を図ること

③ 沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業支援対象事業者のハンズオン支援等

県が別に定める「アジア I T ビジネス活性化推進事業補助金交付要綱」のほか関係法令等に従って沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業支援対象事業者が補助金を適正かつ効率的に執行できるよう次のような支援及び事業管理を実施すること。

ア 補助金交付申請書、事業計画書の受付、内容確認及び補正の助言

イ 沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業支援対象事業者の事業の遂行状況の確認及び助言

ウ 補助事業実績報告書その他事業の成果に関する書類の受付、内容確認及び補正の助言

エ 各種専門家の助言等による、沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業支援対象事業者が実施する情報システム等の開発及び収益モデルのブラッシュアップに関する支援

オ 支援対象者が開発するソフトウェア等のユーザー発掘に関する支援

カ 支援対象事業者が開発するソフトウェアの効果的な海外展開に関する支援

(アジア I T ビジネスモデル部門)

- キ 各種専門家の助言等による、労働生産性の向上に資するソフトウェアの開発に関する支援（他産業連携クラウド環境促進部門）
- ク 沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業支援対象事業者が開発したソフトウェア等に関する成果報告会の実施
- ケ 平成 30 年度沖縄アジア I T ビジネス創出促進事業を通じて開発されたソフトウェア、サービス等の活用状況、展開状況、効果測定等に関する追跡調査の実施
- コ その他補助事業管理のため必要な事項

(2) I T ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者に対する事業管理等

①支援対象事業者の募集・発掘

- ア 受託者は、事業目的、事業内容が明確に伝わるよう、沖縄県と協議の上、支援対象事業を募集するための企画提案応募要領及び仕様書を作成し、公募すること。
- イ 受託者は、事業が広く活用されるよう、観光産業、農林水産業等の県内事業者及び産業団体、並びに I o T ・ A I ・ビッグデータ等の先進的な技術を持つ県内情報通信関連企業に加え、沖縄県内での事業展開、実証実験の実施に意欲のある県外、国外の情報通信関連企業等を対象に事業の告知、公募説明会、企業訪問等を行い、支援対象事業者の発掘に努めること。
- ウ 受託者は、I T ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業の応募予定者に対し、事前相談等を実施し、事業計画のブラッシュアップについて支援を行うこと
- エ 申請事業者に、事業の内容、事業の実施方法、事業の実施行程、事業工程、事業の効果及び事業に要する経費等を記載した事業計画等を提出させること。

②評価検討委員会の運営等

- ア 受託者は、支援対象事業者の選定に当たって開催する、評価検討委員会の運営・書類作成に関する事務を実施すること。
- イ 評価検討委員会の構成員について県と協議の上、選定すること。
- ウ 評価検討委員会は、事業者からの応募状況に応じて臨機に開催できるよう情報産業振興課と連携を図ること

③ I T ビジネスモデル・テストベッド支援対象事業者のハンズオン支援等

県が別に定める「アジア I T ビジネス活性化推進事業補助金交付要綱」のほか関係法令等に従って I T ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者が補助金を適正かつ効率的に執行できるよう次のような支援及び事業管理を実施すること。

- ア 補助金交付申請書、事業計画書の受付、内容確認及び補正の助言

- イ ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者の事業の遂行状況の確認及び助言
- ウ 補助事業実績報告書その他事業の成果に関する書類の受付、内容確認及び補正の助言
- エ 金融機関や経営支援機関との面談機会の提供や、ビジネスモデルの対象となる産業分野に関する事業者や業界団体等に対するヒアリングの実施、産業ニーズに関する情報の収集・分析など、ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者が構築するビジネスモデルのブラッシュアップに関する支援
- オ 県内外の関連企業との連携促進や各種専門家による技術的な助言等、ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者が実施するビジネスモデルの開発に関する支援
- カ ビジネスモデルの機能や効果の検証に必要な実証活動を行うためのテストフィールドの紹介や、関係者間の調整対応、実証結果の検証など、ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者が実施する実証活動に関する支援
- キ プロモーション手法や収益モデル化の検討など、ビジネスモデルの事業化に向けた支援
- ク 支援対象者が実証するビジネスモデルのユーザー発掘に関する支援
- ケ ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業支援対象事業者が実証したビジネスモデルに関する成果報告会の実施
- コ 平成30年度ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業を通じて構築されたビジネスモデルの展開状況等に関する追跡調査の実施
- サ 平成30年度に交付決定を受けた補助事業者に対するビジネスモデルのブラッシュアップ及び事業化の支援
- シ その他補助事業管理のため必要な事項

6 補助事業の考え方

(1) 沖縄アジアITビジネス創出促進事業

① 対象事業者

- ア 県内に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は、県内に本社若しくは事業所を有する法人が半数以上参加しているコンソーシアムであること。
- イ ITを活用し、新たなサービスを開発するに足る技術的能力を有する法人又はコンソーシアムであること。

② 対象事業

ア アジアITビジネスモデル部門

アジアを始めとした海外へ展開するための新たなサービス開発及び国内・アジア等のIT企業と県内情報通信関連企業との連携・協業による国内外双方向ビジネスを目的としたソフトウェア等の開発。

イ 他産業連携クラウド環境促進部門

県内情報通信関連企業が県内のデータセンターを活用し、かつ、AI、IoT、ビッグデータの技術を用いて観光産業や農林水産業等の他産業と連携・協業するクラウドサービスの開発

③ 補助件数

- ・ アジアITビジネスモデル部門 2件以上
- ・ 他産業連携クラウド環境促進部門 3件以上
- 合計 5件以上

(2) ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業

① 対象事業者

ア 県内に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は、県内に本社若しくは事業所を有する法人が半数以上参加しているコンソーシアムであること。

イ 県内の各産業と連携し、産業ニーズを踏まえたITを活用した新たなビジネスモデルを構築するに足る技術的能力及び他産業との連携体制を有する法人又はコンソーシアムであること。

② 対象事業

ア 他産業における課題やニーズ、トレンド等を分析し、ITを活用してこれらの課題を解決するビジネスモデルの構築及び同モデルに係るソフトウェア等の開発

イ 上記アで開発したビジネスモデル、ソフトウェア等の効果を検証するための実証活動及び、当該活動を通じた有用性、収益性、継続性等の分析・評価

③ 補助件数

3件以上

7 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則としてA4版横、左綴りとする。ただし、グラフ・表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。
- (2) プレゼンテーションにおいては、審査委員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫をし、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、企画コンペ参加者数によるので、参加者を確定後に通知するものとする。

8 成果物について

本事業の成果物として報告書1部及び報告書の電子ファイルを沖縄県に納品するこ

と。(成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。)

ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

9 提案総額の上限について

今回の企画提案については、50,042千円(消費税込み)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

※見積りをする際は、消費税率10%で積算を行うこと。

※契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

10 積算見積について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照)

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費(事務局職員の人件費)

※参考(沖縄県見積基準日額)

統括担当者(52,700円)、専門員A(37,900円)、専門員B(26,200円)

○統括担当者:複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

○専門員A:一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

○専門員B:上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費

(ア) 補助員人件費

(イ) 旅費

(ウ) 会場費

(エ) 謝金

(オ) 賃借料

(カ) 消耗品費

(キ) 印刷製本費

(ク) 通信運搬費

(ケ) その他必要経費 (※内訳等を明らかにすること。)

ウ 再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費

エ 一般管理費

「ア 直接人件費」 + 「イ 直接経費」の100分の10以内とすること。

オ 消費税

(「ア 直接人件費」 + 「イ 直接経費」 + 「ウ 再委託費」 + 「エ 一般管理費」) × 100分の10

【再委託の禁止について】

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせことのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計
その他、県が簡易と決定した業務

1 1 契約保証金について

本業務委託契約を締結する際は、委託事業者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の金額を沖縄県に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）もしくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共団体等と随意契約（公益を目的とした者に限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給もしくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約もしくは国が指定した相手方と契約するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産もしくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、公告、調査、研究、計算、鑑定、訴訟等を随意契約で委託する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (11) 資金を貸し付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品まで

の間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

1 2 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

1 3 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（商工労働部情報産業振興課）と協議すること。